

第1分科会・追加論点事項について

第1分科会長 宮澤 浩一

第1分科会では、処遇の在り方について議論・検討を進めてきたが、下記の論点については、必ずしも明確に検討していなかったため、最終的な議論の取りまとめをするに当たり、確認的に論点として取り上げることが必要であると思われる。

当分科会長の私案として下記のとおり提案するので、これをたたき台として検討いただきたい。

- 1 「行刑の基本的理念」について言及する中で、「罪の自覚の意識を十分に醸成させることが必要である。」旨の言及をすべきである。
- 2 監獄法の改正においては、被収容者の権利義務と職員の権限の明確化を図ることが必要である。
- 3 戒護のための昼夜間独居拘禁について、要件・手続を法定する必要がある。
収容期間について当初6か月、3か月ごと更新とされている点を見直し、より短い期間を設定すべきである。
- 4 保護房収容について、要件・手続を法定する必要がある。
- 5 職員に対するものも含め、受刑者による悪質な暴行事案等については、刑事事件として厳正に立件すべきである。
- 6 プライバシーへの配慮、きめ細かな処遇の実施のために、個室環境（昼間集団処遇・夜間独居）の整備を進めるべきである。

- 7 累進処遇制度に替えて，私物の所持範囲，外部交通の頻度・態様，外出・外泊を含めた開放的処遇の実施などの点について複数のランクを設定し，受刑者の服役態度いかんにより，認められる特典を臨機に付与・はく奪することによって，受刑者の改善更生の意欲を喚起する報奨制度を設けるべきである。

- 8 いわゆる代用監獄問題については，刑事司法手続に関わる問題であり，行刑改革会議において議論することは相当ではないことから，論点としては取り上げないこととする。

英国における Incentive and Earned Privilege System の概要

英国では、既決と未決とを問わず、被収容者の所内での秩序ある行動を推奨するため、一種の優遇制度を採用している。取りあえず入手した資料を基に既決について取りまとめた概要は以下のとおり。

	Disciplinary Minimum (懲罰中)	BASIC (基本)	STANDARD (標準)	ENHANCED (拡張)
使用可能な個人用現金	使用できない。	1週間につき 2.50ポンド	1週間につき 10ポンド	1週間につき 15ポンド
面会頻度	基本レベルに制限可能	28日間につき 30分を2回又は 1時間を2回	基本より多いこと。 少なくとも 28日間につき 3回	標準より多いこと。 28日間につき 1時間を4～5回 (上記は典型例。管理運営上可能な範囲とする)
面会場所	基本レベルに制限可能	すべて面会室で行うのが典型的	すべて面会室で行うのが典型だが、他の設備で行える場合あり	標準より良く、利用可能な設備により変わる。 面会時間や日にち、終了時間に選択の余地あり、拡張レベル用の面会室を利用するのが典型的
地域社会訪問 (殊遇外出)	基本レベルに制限可能	できない。	<ul style="list-style-type: none"> ・釈放前施設又は区画の受刑者 1週間に1回 ・開放施設の受刑者 1か月に1回 ・その他カテゴリーDの受刑者など 1か月に1回 	<ul style="list-style-type: none"> ・釈放前施設又は区画の受刑者 1週間に1回 ・開放施設の受刑者 1か月に2回 ・その他カテゴリーDの受刑者など 1か月に1回
より高い支払の作業を希望する資格	資格を剥奪可能	資格なし	資格はあるが、拡張レベルの受刑者優先	資格あり
居室内でのテレビの視聴	剥奪可能	視聴できない。	視聴できる。	視聴できる。
居室外に出る時間 (最高12時間)	剥奪可能	居室外に出る機会は与えられるべきだが、その程度は各施設の判断	基本レベルより多い。	管理運営上可能な限り、標準レベルより多い。
自分の服を着ることの許可	剥奪可能	着ることはできない。	着ることができる。	着ることができる。